

令和 6 年度第 4 回 千代田区都市計画審議会

東京都市計画道路

幹線街路補助線街路第 55 号線の変更

資料 総括図 …P. 1

計画書 …P. 2

計画図 …P. 3

理由書 …P. 4

東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第55号線 総括図 [千代田区決定]



新宿区

台東区

中央区

幹線街路補助線街路第55号線
15m



変更区間 : ■



- 凡例
- 用途地域(令和3年6月18日最終変更)、防火・準防火地域

種別	容積率	用途地域の種類	建蔽率	防火地域
第一種住居地域	300%		60%	準防火
第一種住居地域	400%		60%	防火
第一種住居地域	500%		80%	防火
第二種住居地域	300%		60%	準防火
第二種住居地域	400%		60%	準防火
第二種住居地域	500%		80%	準防火
商業地域	400%		80%	防火
商業地域	500%		80%	防火
商業地域	600%		80%	防火
商業地域	700%		80%	防火
商業地域	800%		80%	防火
商業地域	900%		80%	防火
商業地域	1000%		80%	防火
商業地域	1200%		80%	防火
商業地域	1300%		80%	防火
 - 特例容積率適用地区

特例容積率適用地区	特例容積率適用地区
-----------	-----------
 - 文教地区

第一種 文教地区	第一種 文教地区
第二種 文教地区	第二種 文教地区
 - 中高層階住居専用地区

第二種中高層階住居専用地区	第二種中高層階住居専用地区
第四種中高層階住居専用地区	第四種中高層階住居専用地区
第五種中高層階住居専用地区	第五種中高層階住居専用地区
 - 路線式30m及び街区指定(下記以外のところは路線式20m)

路線式30m	街区指定
--------	------
 - 日影規制(建築基準法に基づく指定)

規制される日影(敷地境界線からの水平距離)	制限をうける建築物の高さ	測定水平面の高さ
5mをこえ10m以内	10mをこえる	平均地盤面から4m
5時間以上	3時間以上	
 - 特定行政庁が指定する区域の内容(建築基準法に基づく指定)

A: 道路幅員による容積率の低減係数0.6	B: 道路幅員1.0 階地斜線31m ² :2.5
C: 階地斜線制限なし	D: 道路幅員による容積率の低減係数0.8

東京都市計画道路の変更（千代田区決定）

東京都市計画道路中、幹線街路補助線街路第 55 号線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な通過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	補55	補助線街路第55号線	千代田区平河町二丁目	千代田区五番町	千代田区麴町四丁目	約1,440m	地表式		15m	幹線街路と平面交差 5箇所	

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

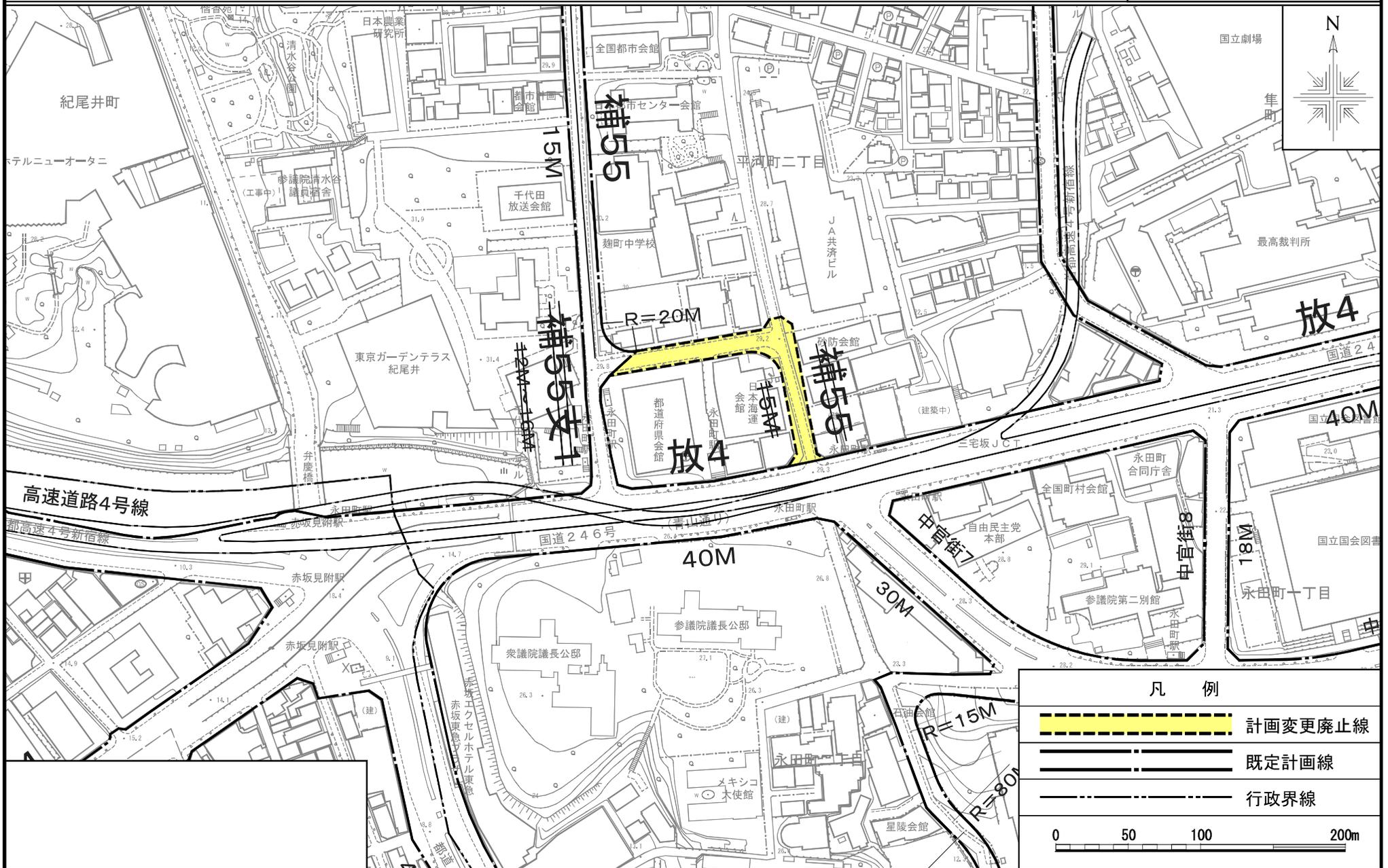
理由：都市計画道路の必要性が低いことが確認されたため、変更する。

変更概要

名称	変更概要
補助線街路第55号線	1 起点位置の変更 千代田区平河町二丁目 → 千代田区平河町二丁目
	2 延長の変更 約1,560m → 約1,440m
	3 一部線形の変更 千代田区平河町二丁目地内（中心線の振れ 最大約141m）
	4 支線1の廃止

東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第55号線 計画図

〔千代田区決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ず。

(承認番号) 5都市基街都第287号、令和6年2月16日 (承認番号) 5都市基交測第226号、令和6年3月12日 MMT利許第05-K102-5号

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第55号線

2 理由

補助線街路第55号線は、千代田区平河町二丁目を起点とし、千代田区五番町を終点とする延長約1,560メートルの路線である。

東京都と特別区及び26市2町は、平成28年3月に「東京における都市計画道路の整備方針」を策定した。

整備方針の策定に当たり、幹線街路の未着手区間を対象に15の検討項目を設けて必要性を確認した結果、本路線中、放射第4号線から平河町二丁目までの約80メートルの区間は、いずれの項目にも該当しなかったことから、見直し候補路線（区間）に位置付けた。

この整備方針に基づき、当区間とその沿道地区について、「交通」、「都市環境」、「防災」、「市街地形成」等の都市計画道路が担う機能の観点から、当区間周辺部も含む交通実態調査の実施とその分析をはじめとしたさまざまな検証を行った結果、都市計画道路の必要性が低いことが確認された。

また、当区間約80メートルの都市計画を廃止するとともに、当区間西側の東西方向区間についても都市計画道路のネットワークの形成の観点から廃止することとした。このため、補助線街路第55号線のうち、千代田区平河町二丁目に位置する支線1を廃止し、起点位置を千代田区平河町二丁目へ変更するとともに、延長を約1,440メートルへ変更するものである。